

第6章 各部門別の施策・取組

第1節 部門別削減目標の施策・取組

第1項 産業部門

産業部門は、事業活動の中で自らの温室効果ガス排出、エネルギー消費の抑制に加え、製品の提供先である他主体の温室効果ガス排出抑制などに寄与します。そのため、再生可能エネルギーの導入などから温室効果ガスの排出抑制を図ると同時に、省エネ機器の導入といった製品を提供するまでの温室効果ガスの排出も抑制していくことが期待されます。

今や地球温暖化対策は、ESG 投資※1などの面から企業価値の向上につながり、事業拡大の機会となります。国際的に、環境経営が必須条件となりつつあることについても、認識することが重要です。

※1 ESG 投資とは

ESG 投資は、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）

・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことを指します。



事業者の取組

環境負荷の低い商品・エネルギー・サービスの選択と供給

- **地球温暖化対策に関わるイベントの開催・参加**
環境に関する情報収集や環境イベントなどへの積極的な参加
- **再生可能エネルギー由来の電気の購入**
再エネプランの契約により、電力消費に関わる二酸化炭素排出量の削減
- **省エネ設備の導入・交換**
LEDといった高効率照明や空調の導入・交換の推進
- **環境に配慮した商品・サービスの供給**
熱や電力などのエネルギーの脱炭素化、高効率照明といった高効率機器や省エネ機器の導入を通じた製造工程の脱炭素化を推進し、商品やサービスが提供されるまでの温室効果ガス排出を抑制

省エネ意識

- **従業員への省エネ意識の徹底**
クールビズやウォームビズ、電気の消し忘れや水の止め忘れの防止といった省エネに繋がる行動の周知
- **自動車での通勤時間の削減**
在宅勤務・テレワークや時差出勤を取り入れ、通勤時間を削減

適応策としての取組

- **蓄電池・家庭用燃料電池の導入**
停電を伴う災害発生時の非常用電源として使用可能
- **災害時の事業継続計画の策定**
被害軽減や応急対応などについて検討し、事業継続のための対策を推進

目標🎯 上記様々な取組によって二酸化炭素排出量の削減！

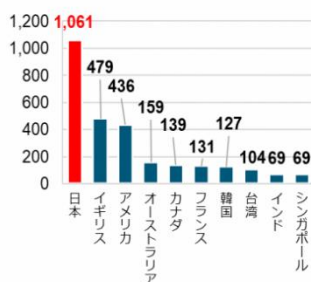


TCFD

Taskforce on Climate related Financial Disclosure

企業の気候変動への取組、影響に関する情報を開示する枠組み

- 世界で3,818（うち日本で1,061機関）の金融機関、企業、政府等が賛同表明
- **世界第1位（アジア第1位）**

TCFD賛同企業数
(上位10の国・地域)

SBT

Science Based Target

企業の科学的な中長期の目標設定を促す枠組み

- 認定企業数：世界で1,803社（うち日本企業は277社）
- **世界第2位（アジア第1位）**

SBT国別認定企業数グラフ
(上位10カ国)

RE100

Renewable Energy 100

企業が事業活動に必要な電力の100%を再生で賄うことを目指す枠組み

- 参加企業数：世界で384社（うち日本企業は73社）
- **世界第2位（アジア第1位）**

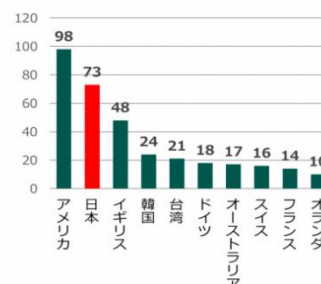
RE100に参加している国別企業数グラフ
(上位10の国・地域)

図 6.1-1 TCFD、SBT、RE100 に取り組んでいる日本企業の状況

出典：環境省 脱炭素経営に向けた取組の広がり より抜粋(2022年9月30日時点)

第2項 業務その他部門

業務その他部門では、産業部門である建設業・鉱業、農林水産業、製造業に該当していない事業者と、行政の2つの主体が対象となっています。事業・事務活動を通じて、両者には自らの温室効果ガスの排出、エネルギー消費の抑制を図ることが求められます。加えて、提供するサービスでも温室効果ガス排出を抑制することにより、他主体の温室効果ガス排出抑制の選択肢となることが期待されます。

事業者および行政の具体的取組は以下のとおりです。



事業者の行動・目標

事業者は、顧客への商品・エネルギー・サービスの提供にあたり、脱炭素化に向けた新たなライフスタイルの提案が求められます。



事業者の取組

太陽光発電設備の導入

施設や工場の屋根または空きスペースへ太陽光発電設備の導入を推進！

目標① 1事業所あたり、年間約11.25t-CO₂の削減として換算



※1 資源エネルギー庁「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置 情報公表用ウェブサイト」より

事業者の取組

環境負荷の低い商品・エネルギー・サービスの選択と供給

- 地球温暖化対策に関わるイベントの開催・参加
環境に関する情報収集や環境イベントなどへの積極的な参加
- 再生可能エネルギー由来の電気の購入
再エネプランの契約により、電力消費に関わる二酸化炭素排出量の削減
- 省エネ設備の導入・交換
LEDといった高効率照明や空調の導入・交換の推進
- 環境に配慮した商品・サービスの供給
熱や電力などのエネルギーの脱炭素化、高効率照明といった高効率機器や省エネ機器の導入を通じた製造工程の脱炭素化を推進し、商品やサービスが提供されるまでの温室効果ガス排出を抑制

省エネ意識

- 従業員への省エネ意識の徹底
クールビズやウォームビズ、電気の消し忘れや水の止め忘れの防止といった省エネに繋がる行動の周知
- 自動車での通勤時間の削減
在宅勤務・テレワークや時差出勤を取り入れ、通勤時間を削減

適応策としての取組

- 蓄電池・家庭用燃料電池の導入
停電を伴う災害発生時の非常用電源として使用可能
- 災害時の事業継続計画の策定
被害軽減や応急対応などについて検討し、事業継続のための対策を推進

目標② 上記様々な取組によって二酸化炭素排出量の削減！



再エネスタート

はじめてみませんか 再エネ活用

いま、再生可能エネルギーの活用が
広がり始めています。

お使いの電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えることや、
太陽光など発電設備を設置することで
再生可能エネルギーを導入できます。

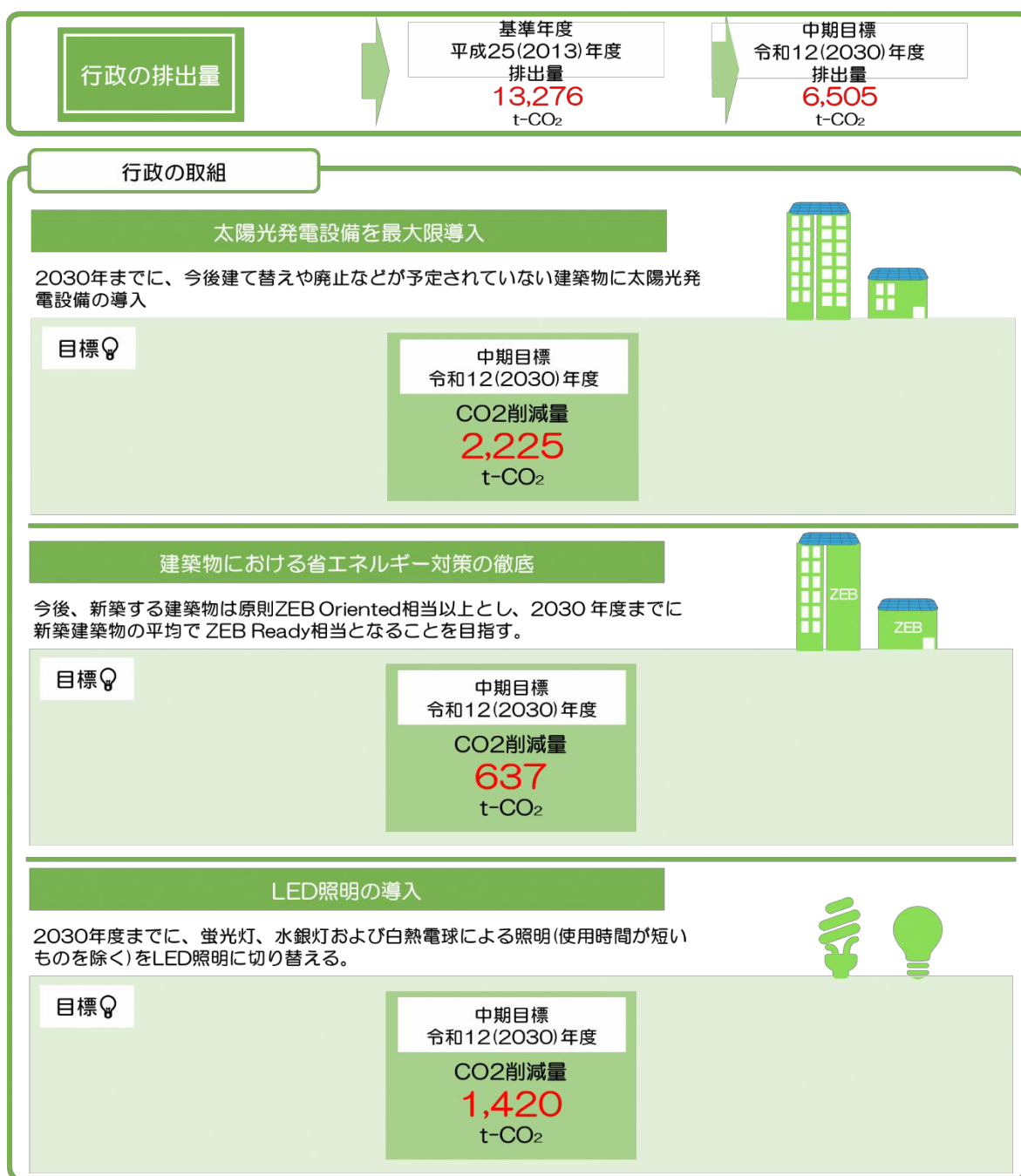


図 6.1-2 はじめてみませんか再エネ活用啓発ポスターを加工して作成

出典：環境省 再エネスタート

行政の行動・目標(事務事業編)

行政の役割は、国内・国際動向などを踏まえ、国や県、関係自治体と連携しながら、温室効果ガスの排出抑制のための総合的、計画的な対策・施策の推進・管理することです。行政の事務および事業の取組・施策を定める入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は、令和5(2023)年に改定し、本計画に内包します。計画の推進を行うと同時に、他主体への情報発信・普及啓発・環境教育を通じた取組を促進します。



行政の取組

移動の低炭素化

新たに導入する公用車は原則EVとし、2030年度までに公用車を電気自動車等（EV、FCV、PHEV、HV）とする。

目標 中期目標 令和12(2030)年度 CO2削減量 **41** t-CO₂

環境負荷の低い商品・エネルギー・サービスの選択

●再生可能エネルギー由来の電気の購入

再エネプランの契約により、電力消費に関わる二酸化炭素排出量の削減

省エネ行動の徹底

●照明の適正管理

- ①トイレ・給湯室および印刷室などは、使用時以外消灯する。
- ②始業前および残業時は不要なエリアを消灯する。
- ③業務の支障がない限り昼休みは消灯する。
- ④自然光を取り入れ、適宜照明の間引きを行う。

●OA機器など電気製品の適正使用

- ①業務終了後は、OA機器や電気製品の電源を切る。
- ②離席時にディスプレイの電源を切るなど、待機電力の削減に努める。

●空調機器の適正使用

- ①クールビズ・ウォームビズにより、冷暖房の適正運転を行う。
- ②会議室の使用後は空調の電源を切る。
- ③暖房時は自然光を取り入れ、冷房時は、ブラインドや緑のカーテンなどにより、日射を遮る。
また、外気温に応じて自然風を取り入れる。

●給湯設備などの適正使用

- ①電気ポットや冷蔵庫の使用は業務上必要最小限とし、使用しないときは電源を抜く。
- ②使用する機器は省エネタイプのもを使用する。

●業務の効率化、労働時間の短縮

- ①事務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努める。
- ②毎週水曜日は、ノー残業デーとして残業を控える。

●公用車の適正利用

- ①出張は原則公共交通機関を利用する。
- ②近距離（2 km以内）の移動は、徒歩、自転車を利用する。
- ③自動車利用時には、エコドライブなどを実践する。

●紙の使用量削減

- ①原則として、両面印刷、両面コピーとする。
- ②裏面利用や、集約印刷（Nアップ印刷）を活用する。
- ③会議資料の簡素化や、ペーパーレス会議システムの活用により、印刷数を削減する。
- ④印刷の前にプレビューで確認する。
- ⑤文書管理等・電子決裁システムの活用により、ペーパーレス化を推進する。

●3Rの促進

- ①リデュースの推進
 - ・マイ箸、マイボトルを持参する。
 - ・プラスチック容器や紙コップなど使い捨て製品を使用しない。
- ②リユースの推進
 - ・掲示板を活用し、不要となった物品は、他課での再利用について確認する。
- ③リサイクルの推進
 - ・封筒や印刷物、紙箱など、雑がみの資源化を徹底する。
 - ・ごみの分別を徹底する。

●環境に配慮した物品の購入

- ①物品・用紙類などは、エコマーク製品などグリーン購入法に適合した環境にやさしい製品を購入する。
- ②廃棄処理が容易な物品を購入する。

●環境に配慮した工事など

- ①業務委託時に、環境に配慮して、業務を行うよう仕様書などに必要事項を明記する。
- ②リサイクル資材の利用を促進する。
- ③建設廃棄物の少ない施工技術・施工方法の採用に努める。

●その他

- ①雨水を有効利用するなど、節水に努める。
- ②原則階段を利用し、エレベーターの利用は最小限とする。
- ③その他「エコライフDAY」や「地球温暖化対策」のための取組などに積極的に参加する。

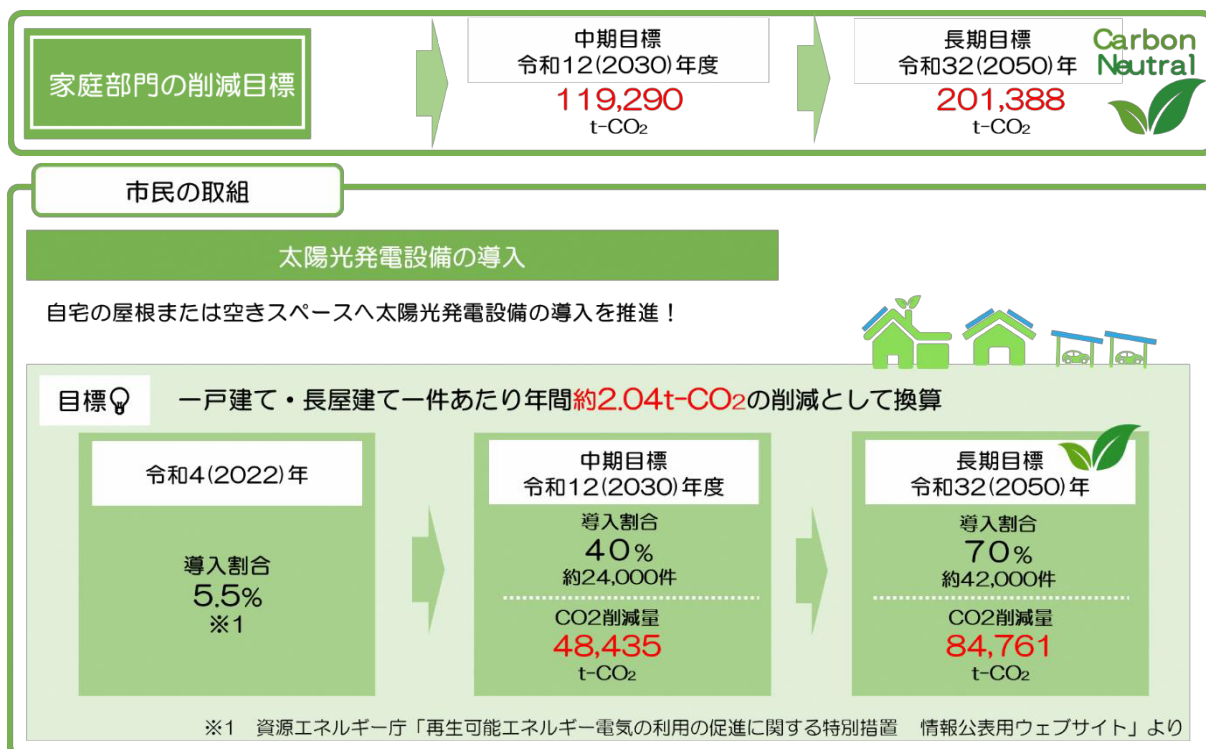
自然環境の保全

●丘陵の保全

- ①加治丘陵や狭山丘陵といった自然環境の保全を行う。

第3項 家庭部門

市民は、自身の温室効果ガス排出を抑制するために、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握し、抑制するための行動が求められます。また、行政では多くの区・自治会や NPO などの市民団体の皆様にご活躍いただいているため、地球温暖化対策に関する活動への参加などを通じ理解を深め、各主体と連携しながら地球温暖化対策に関する取組を行うことが期待されます。



エネルギーを節約・転換しよう！

ACTION

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 節電
- 4 節水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る
- 7 消費エネルギーの見える化

環境省
Ministry of the Environment

環境に配慮した住まいを検討しよう！

ACTION

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH（ゼッチ）
- 10 省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォーム
- 11 蓄電池（EV・車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置
- 12 暮らしに木を取り入れる
- 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 14 働き方の工夫

環境省
Ministry of the Environment

市民の取組

脱炭素に向けたライフスタイルの転換

- **移動手段の低炭素化**
公共交通機関・自転車・徒歩などの移動を心掛ける
- **地球温暖化対策に係るイベントの開催・参加**
環境に関する情報収集や環境イベントなどへの積極的な参加
- **エアコンの運用改善**
夏は28度、冬は20度を目安にエアコンを運用する

環境負荷の低い商品・エネルギー・サービスの選択

- **既存蛍光灯・白熱電球をLEDに切り替える**
自宅の蛍光灯や白熱電球をLED化
- **住宅の緑化・省エネ化**
ZEH基準を満たしたリフォーム・新築の検討
- **再生可能エネルギー由来の電気の購入**
再エネプランの契約により、電力消費に関わる二酸化炭素排出量の削減
- **家庭用蓄電池の導入**
家庭用蓄電池を導入し、日々の生活を省エネ化

適応策としての取組

- **熱中症・感染症対策**
こまめな水分補給、手洗いうがいの徹底
- **蓄電池・家庭用燃料電池の導入**
停電を伴う災害発生時の非常用電源として使用可能

目標⑨ 上記様々な取組によって二酸化炭素排出量の削減！

中期目標
令和12(2030)年度

CO2削減量
70,855
t-CO₂

長期目標
令和32(2050)年

CO2削減量
112,458
t-CO₂



交通・移動手段で環境配慮ができます。

ACTION

- 15 スマートムーブ
- 16 ゼロカーボン・ドライブ



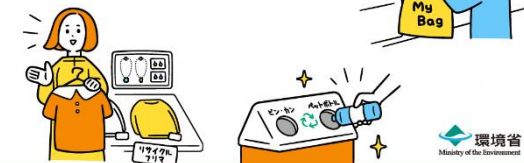
環境省
Ministry of the Environment



家庭ゴミを減らす工夫をしよう！

ACTION

- 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。
マイバッグ、マイボトル等を使う
- 25 修理や補修をする
- 26 フリマ・シェアリング
- 27 ごみの分別処理



環境省
Ministry of the Environment

図 6.1-4 家庭部門の取組例

出典：環境省 COOL CHOICE

第4項 運輸部門

運輸部門は、自動車や航空、鉄道といった移動や輸送に関わる二酸化炭素排出量となっています。本部門における自動車の二酸化炭素排出量の割合は圧倒的に高く 87.6%です。

中でも自家用乗用車、営業用貨物車の割合は高いため、市民・事業者にはEVやFCVといった次世代自動車の積極的な導入が求められます。

行政は、新たに導入する公用車は原則EVとし、令和12(2030)年度までに既存の公用車を次世代自動車(EV、FCV、PHEV、HV)とします。

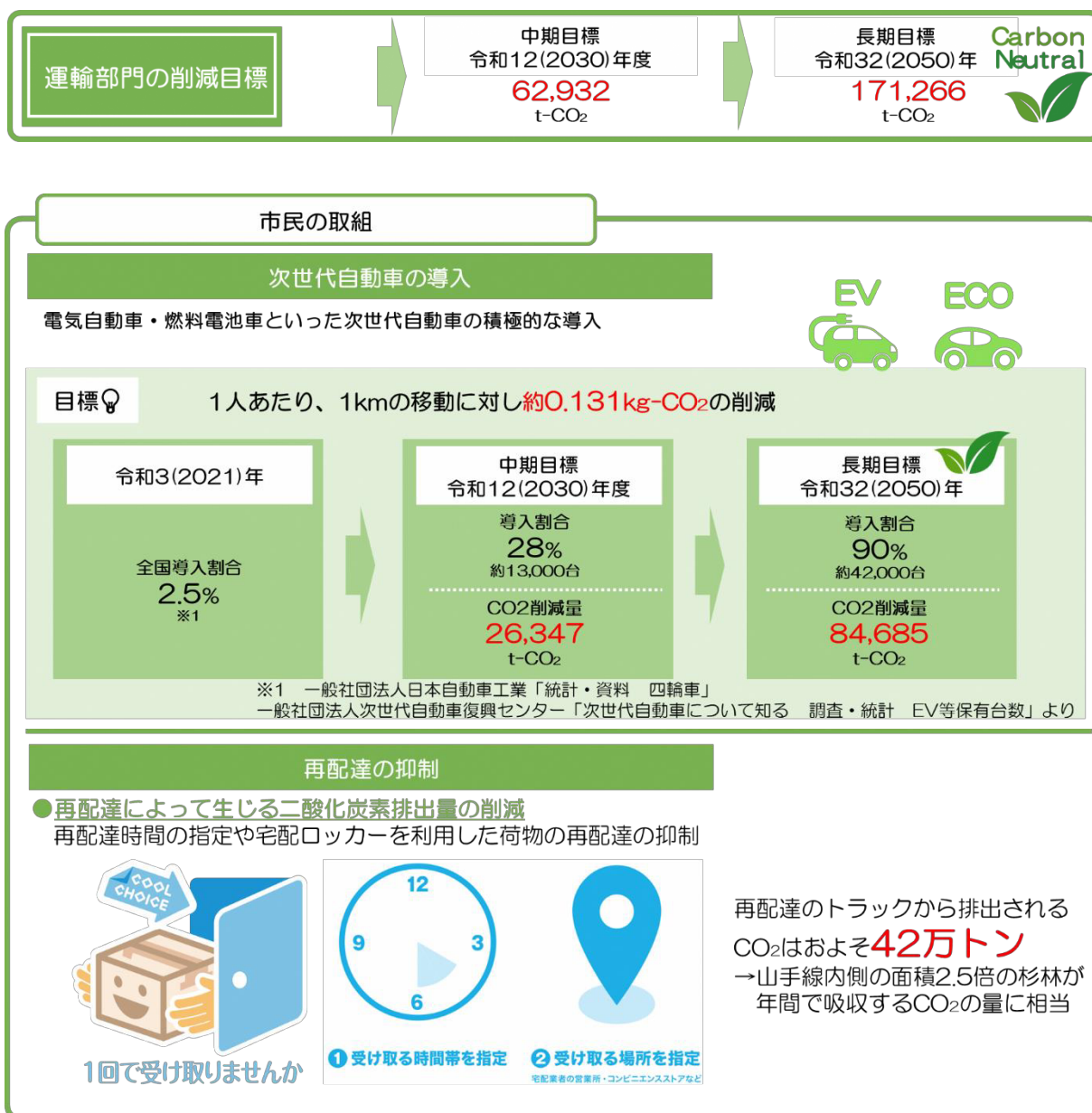


図 6.1-5 できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン促進ポスターを加工して作成

典：環境省 COOL CHOICE

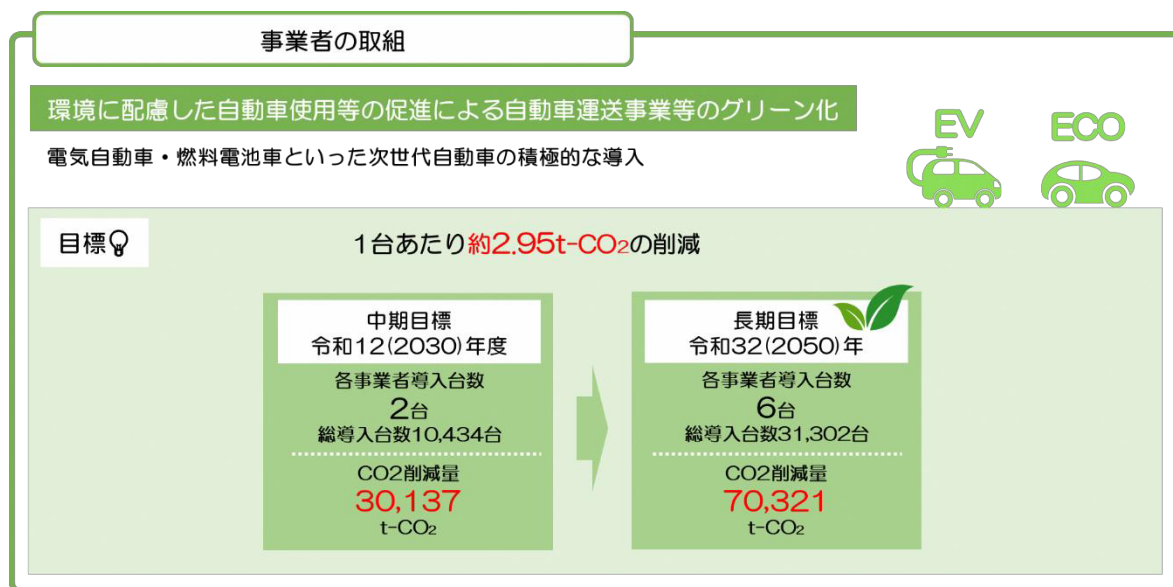


図 6.1-6 エコカーキャンペーン促進ポスターを加工して作成
出典：環境省 COOL CHOICE

第5項 廃棄物部門

各主体各々ゴミの減量を図るとともに、ゴミの処理に際し二酸化炭素の排出の原因となっているプラスチックの含有量を削減します。



市民・事業者・行政の取組・目標

市民・事業者の取組

資源物とゴミの分別などにより、ゴミの排出量を削減

マイボトルやエコバッグなどを活用し、1日あたり清涼飲料水500ml
ペットボトル1本分の削減
プラスチックゴミ等の資源物の分別を徹底



目標

1日あたりのゴミの量の削減、資源物の分別



※1 入間市「第5次ごみ減量・資源化に関する行動計画」より
※2 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

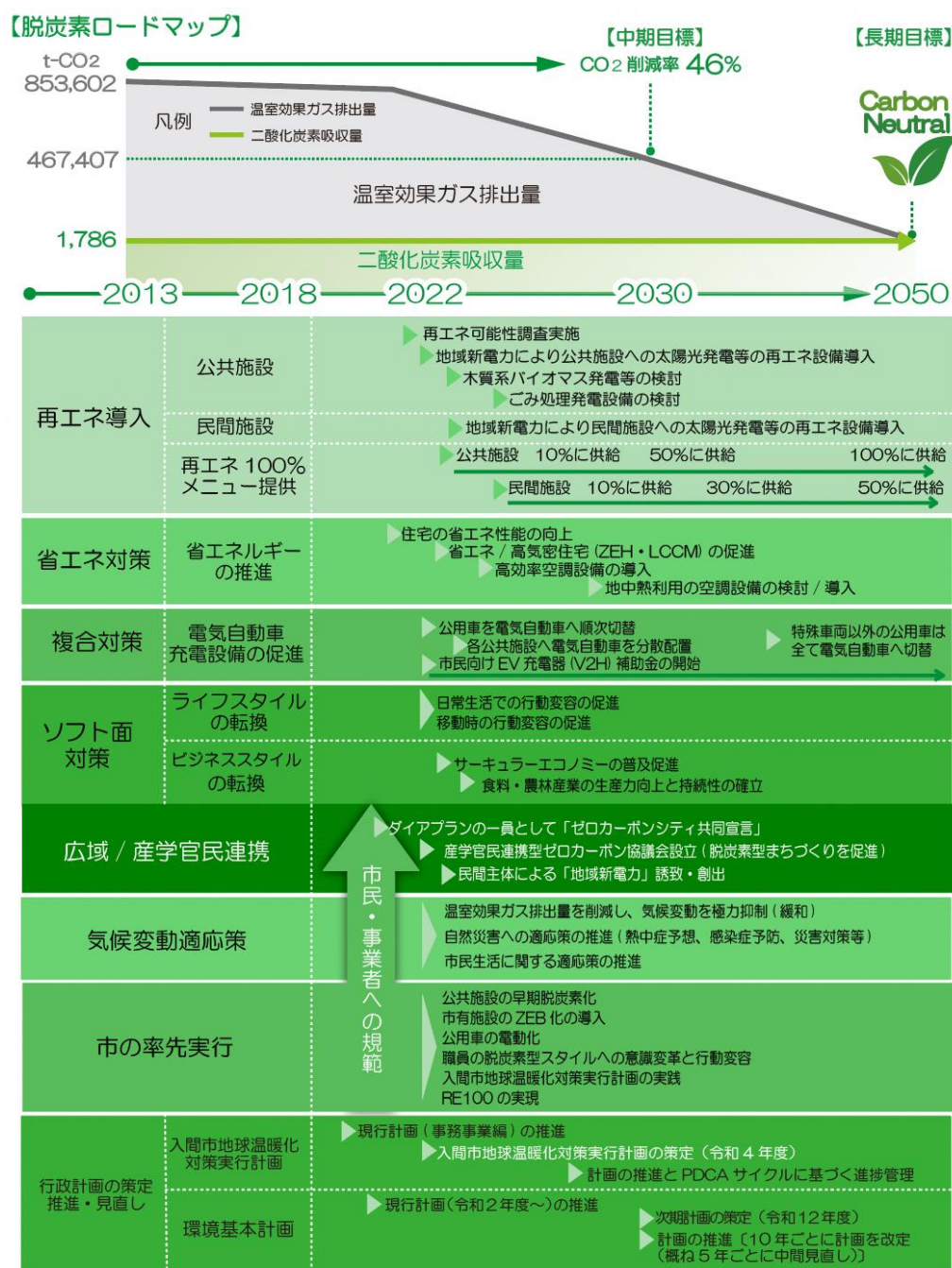
行政の取組

●ゴミ処理の効率化

市の処理施設について、エネルギー効率の高い施設への入れ替えを検討する

第2節 脱炭素ロードマップについて

公共施設および民間施設への再生可能エネルギー発電設備の導入、省エネルギー対策、公用車の電気自動車化、気候変動対策および森林の育成・保全を継続するとともに、行政の率先行動によって市民・事業者の地球温暖化対策に向けた取組意欲を高めることで、ソフト面での効率化を図ります。また、ダイアプランなどの広域連携とともに、産学官連携による地球温暖化対策を加速することで令和32(2050)年度カーボンニュートラル実現を目指します。



第3節 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

(1) 地域脱炭素化促進事業の目標

環境や社会に配慮しつつ、再生可能エネルギーを最大限に導入する促進区域とは、温対法第21条第5項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」を指します。これを設定することで、再生可能エネルギーを最大限に導入し、将来的に地域全体の脱炭素の達成につなげていきます。

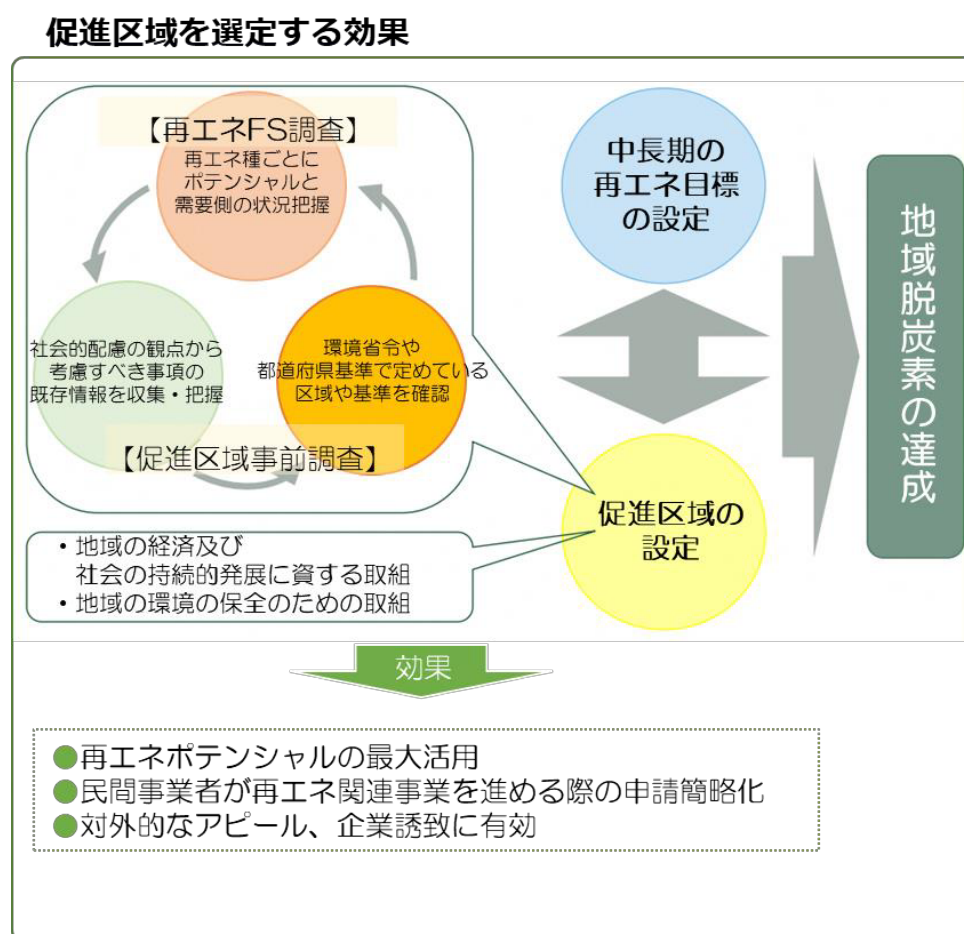


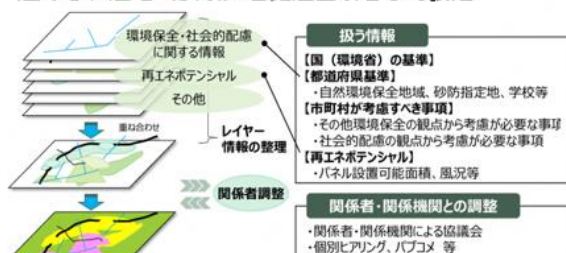
図 6.3-1 促進区域設定目的および効果

(2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)：市有公共施設

促進区域の設定に 4 つの類型があり、本市では、公有地・公有施設活用型で、市有公共施設を促進区域として設定します。設定のイメージとしては、国、県などの関係機関との調整を踏まえ、再エネ導入に問題のない適地(広域)を選定し、本市が所有している施設を中心としたエリアを促進区域として設定します。

①広域的ゾーニング型

関係機関等の調整を踏まえ、再エネ導入に問題のない適地(広域)を促進区域として設定



②地区・街区指定型

①を踏まえ、一部地域のみ促進区域として設定



③公有地・公共施設活用型

①を踏まえ、または先行して入間市所有施設を中心としたエリアを促進区域として設定

公有地・公共施設活用型

■ 地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例① 所沢市(太陽光)

調整池に水上太陽光を設置

④事業提案型

事業提案型

■ 民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

参考となり得る事例 福島市(太陽光)

「福島市霞山漁村再生可能エネルギー基本計画」において、民間発電事業者の事業計画主導で、太陽光発電設備の整備を促進する区域を設定

地区	種類	規模	面積
A	太陽光発電	交流約80,000 k W	186ha
B	太陽光発電	交流約29,700 k W	93ha

図 6.3-2 促進区域の類型

なお、促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討することとします。

(3) 促進区域において整備する地域脱炭素促進施設の種類および規模

種類：太陽光発電

規模：容量約 4.9MW 概算年間発電量約 5.4GWh

表 6.3-3 導入効果大きい、または導入を検討している施設の導入ポテンシャル

施設名	導入可能量 (kW)	年間太陽光発電量 (kWh)	年間 CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
市役所本庁舎	74	74,978	43
市民活動センター	22	20,447	12
健康福祉センター	29	33,810	20
鍵山浄水場	187	202,975	118
藤沢配水場	55	62,593	36
扇町屋配水場	149	155,579	90
東金子配水場	115	128,216	74
豊岡配水場	77	75,850	44
豊岡小学校	60	68,599	40
金子小学校※	187	196,403	114
高倉小学校※	148	155,264	90
豊岡中学校※	174	183,204	106
金子中学校※	223	268,158	155
武蔵中学校※	87	91,602	53
黒須中学校※	220	212,040	123
東金子中学校※	223	268,158	155
上藤沢中学校※	138	144,396	84
東町中学校※	248	260,841	151
博物館	42	44,466	26
東藤沢公民館	20	16,069	9
西武公民館	30	30,015	17
扇町屋公民館	7	8,117	5
宮寺公民館・支所	13	14,925	9
藤沢公民館	27	30,751	18
東町公民館※	5	4,900	2
産業文化センター (児童センター含む)	76	80,359	47
木蓮寺減容施設跡地	491	547,450	317
合計	3,128	3,380,165	1,956

※導入可能量算定中のため、概算の値となります。

令和4年6月より再エネ導入可能性調査を実施しました。導入効果大きい、または導入を検討している施設(表6.3-3)を含む市有施設全体を調査した結果、促進区域の対象となる施設の導入ポテンシャルは4.9MW、概算年間発電量は約5.4GWhとなります。一般家庭の年間消費電力量は約、3,700kWh※1とされているため、6.3GWhは約1,450世帯分の電力に相当します。

※1 環境省「2019年度の家庭のエネルギー事情を知る～家庭でのエネルギー消費量について～」より

(4) 地域脱炭素促進施設の整備の取組に関する事項

- ・再エネ発電施設の整備
- ・省エネ設備の整備(LED照明、エネルギー高効率空調設備など)

(5) 地域の脱炭素化のための取組に関する事項

- ・地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組
- ・EV充電設備の整備などのまちづくりへの貢献
- ・地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供
- ・地域の森林整備などのCO₂吸収源対策

(6) 地域の環境の保全のための取組

- ・各種規制を踏まえ地域共生によって再生可能エネルギーの導入

(7) 事業における地域の経済および社会の持続的発展に資する取組

- ・産学官民連携型「入間市ゼロカーボン協議会」による地域の脱炭素促進
- ・再生可能エネルギーの供給に伴う収益の一部を地域経済に還元する取組

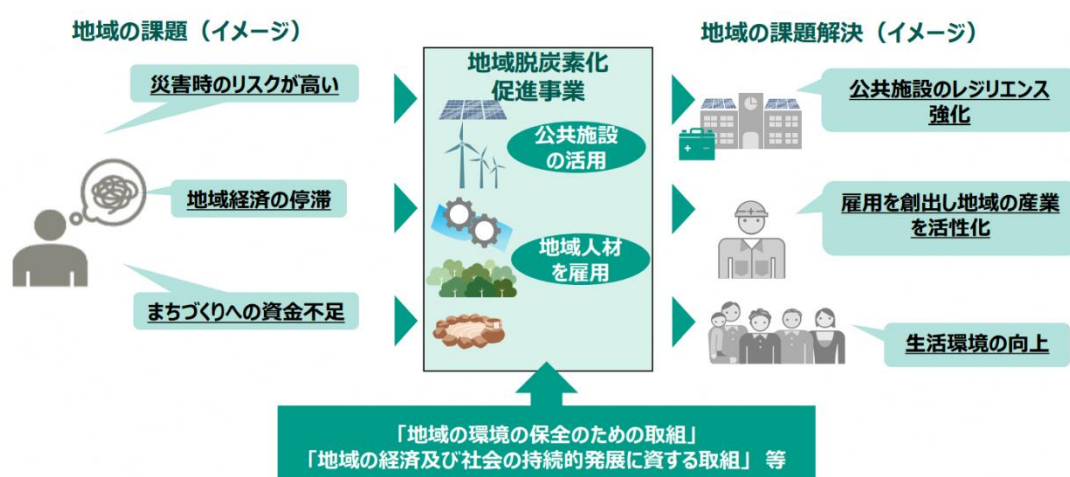


図 6.3-4 地域脱炭素化促進事業のイメージ

出典：環境省 地域脱炭素化促進事業の内容と認定の基本的考え方より抜粋